

精華町食育推進基本方針

平成22年(2010年)3月

精 華 町

はじめに

人間が生きていくためには食が欠かせません。私たち人間は、家族と食卓を囲む中で「食」に関する知識やマナー、「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践しながら生きる力を育んできました。また、我が国は歴史と伝統に培われ、健康にも配慮された世界に誇れる食文化を持ち、これを継承、発展させてきました。

しかしながら、近年、社会環境の変化に伴うライフスタイルの変化により、「食」をめぐる問題が顕在化してきています。例えば、共働き世帯の増加による家族団らんの喪失、食文化の伝承不足、「食」の大切さに対する意識の希薄化、外食、中食の増加による栄養の偏りや食習慣の乱れ、これらに起因する生活習慣病の増加などが挙げられます。

こうした背景から、精華町ではこれまでも様々な分野で、それぞれに「食」に関する施策を展開し、食育を推進してきましたが、この度、「家族ぐるみの農や食に関する体験機会の提供をはじめ、あらゆる機会を通じた食育や食に関する情報の提供」「食育を通じて家庭の食生活のあり方考える機会をつくる」を重点的な取り組みとして、平成22年度から24年度までの3年間を対象とする食育推進基本方針を策定しました。今後は、より一層町民の方々との連携を図り、よりよい食生活の実現をめざし、健康な地域づくりをしていきたいと考えます。

中食・・・惣菜(そうざい)・弁当などを買って帰り、家でする食事。

1 目 的

子どもの食生活の改善をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保などについて、精華町における食育推進の方向性と施策を明らかにし、家庭、教育現場、職場や地域、さらには農業者をはじめ、食料生産に携

わる関係団体、関係機関等が協働し、共通認識のもとに本町の「食育」について計画的な推進を図ることを目的とする。

2 食育推進に関連する計画の位置づけ

精華町第4次総合計画をもとに、他の関連する計画（精華町児童育成計画、次世代育成支援後期行動計画、地域福祉計画、健康増進計画等）との連携のもと、誰もが健康で元気に暮らせる社会の形成に向けて、食の大切さを位置づけるとともに、京都府食育推進計画との整合性を図る。

3 食育推進期間

平成22年度から平成24年度までの3年間とする。

4 食育推進の基本的な考え方

重点的な取組み

「家族ぐるみの農や食に関する体験機会の提供をはじめ、あらゆる機会を通じた食育や食に関する情報の提供」

「食育を通じて家庭の食生活のあり方を考える機会をつくる」

(1) 家庭と保育所・学校等における食育の推進

未来を担う子どもに、食べることの楽しみや大切さを理解させ、望ましい食習慣を身につけさせるため、家庭と保育所・学校等の連携を強化し、保護者や教師及び栄養教諭や保育士に加え、町管理栄養士、保健師、調理師等が連携するなかで発達段階に応じた食育の取組を行う。

(2) 生産者と消費者の交流による食育の推進

生産者と消費者との交流により、安全で安心できる食材に対する理解と信頼関係を構築するなかで地産地消を推進するとともに、地域の食文化の継承を通じて、住民の食への関心と食の大切さへの理解の向上を高める。さらに、食品廃棄物の発生抑制や再生利用を進め、生ゴミの堆肥化など循環型社会を目指した環境に配慮した取組を行う。

(3) 地域における食生活の改善に向けた食育の推進

精華町健康増進計画「せいか健康づくり宣言」で、食の大切さをうたい、正しい食生活の普及、食生活指針や食事バランスガイドラインの啓発により、住民一人ひとりが食生活改善等を生活習慣病の予防や健康増進ができるよう、食育に関係するすべての関係者や関係団体との情報の共有化をはかる。

(4) ライフステージに対応した食育の推進

食育推進にあたっては、生活者の視点を重視する取組を進めることが重要であることから、乳幼児期から高齢期に至るライフステージを5段階に区分し、各世代の特性や傾向、食生活上の現状と課題に応じた取組を行う。

5 食育推進施策の展開

(1) 家庭と保育所・学校等における食育の推進

家庭における健全な生活習慣と食習慣の確立に向けた取組
保育所・学校等における健全な生活習慣と食習慣の確立に向けた取組

家庭と保育所・学校等の連携による生活習慣と食習慣の確立に向けた取組

(2) 生産者と消費者の交流による食育の推進

生産者と消費者の交流による安全・安心な食材の理解と信頼関係の構築に向けた取組

地域食材の魅力を伝える地産地消の取組

地域の特色ある食文化の理解と継承の取組

農業体験活動を通じた食の大切さを学習する取組

「旬」の食材を食べる機会を提供する取組

食品廃棄物の発生抑制や再生利用など環境に配慮した取組

(3) 地域における食生活の改善に向けた食育の推進

食生活改善活動の取組

家庭と保育所・学校等、食生活改善等の活動グループ、食品関連事業者、行政関係者の連携による情報の共有化を図る取組

食育に関するマンパワーを強化する取組

(4) ライフステージに対応した食育の推進

健康増進計画に位置づけられる5つの区分に応じた取組をする

乳幼児期（0歳～5歳）の取組

少年期（6歳～18歳）の取組

青年・壮年前期（19歳～44歳）の取組

壮年後期（45歳～64歳）の取組

高齢期（65歳以上）の取組

6 食育推進体制

(1) 市内連絡調整会議により、関係部局が連携し、総合的に食育の取組を進める。

(2) 食育推進関係団体と連携し、地域の活力で総合的に食育の取組を進める